

政策体系コード	04 - 01 - 02
施策名	環境監視体制の強化と公害の防止

担当部長	
生活環境部長	

◆総合計画での位置づけ

政策	美しい環境と心を守り育てるまちづくり
基本施策	地球環境保全の推進
施策	環境監視体制の強化と公害の防止

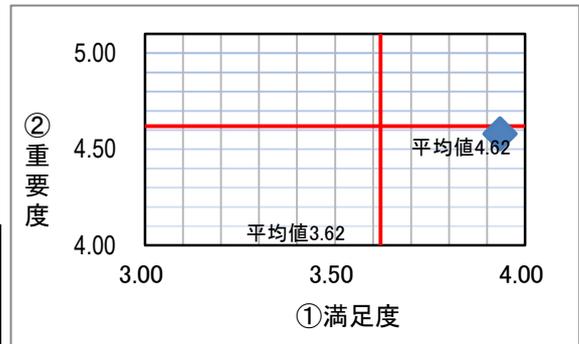
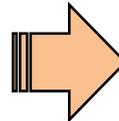
◆総合計画基本計画における施策の方針

東北有数の工業都市として企業集積が進むなか、さらに工業都市として発展していくためには、環境汚染事故や公害の未然防止が重要であり、環境監視や立入調査体制の充実・強化を図ります。また、企業、地域、行政が連携し、産業活動や市民生活による環境への負荷を抑制するとともに、地域の快適な環境づくりを推進します。

◆市民意識調査結果（H24年度実施）基本施策単位のアンケート

設問	「地球環境保全の推進」についてうかがいます。
説明	「豊かな自然環境の保全」「環境監視体制の強化と公害の防止」「地球温暖化防止対策の推進」に取り組んでいます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲連絡協議会負担金／農作物や市民生活への被害を防止</li> <li>・公害防止監視測定及び水質調査事業／環境汚染の未然防止のため立入調査を実施</li> <li>・環境意識啓発事業／子どもエコチャレンジ、環境展等を実施</li> </ul>

調査項目	算出値	順位
①満足度	3.93	12 /29
②重要度	4.58	17 /29
③優先度	2.72	21 /29
④改善重要度	0.65	15 /29



上記調査の満足度に関する主な理由（自由記述）

事業実施が見えてこない。情報不足。
環境を守り、エコに取り組むようにもっと啓発してほしい。
子どものエコチャレンジの活動など、エコについて考えるのは良い。
放射能の測定ポイントをもっと増やして公表してほしい。

◆施策の成果達成状況

No.	指標名	指標に関する説明 (把握方法・算定式・単位等)	指標の実績値			目標値(下段:達成率)	
			H20 (基準年度)	H24	H25	中間目標 (H25)	最終目標 (H27)
1	大気汚染物質に係る環境基準適合率	大気汚染状況の常時監視の基準値遵守率(県の常時監視データから)	93.7%	96.0%	98.1%	100% [98.1%]	100% [98.1%]
2	河川・ダムの水質に係る環境基準適合率	類型指定河川の環境基準値遵守率(県の定期測定データから)	93.2%	91.9%	-	98% △27.1%	100% △19.1%
3	環境保全協定締結事業所の協定基準遵守率	立入測定を実施した事業所のうち、協定締結項目の基準値を遵守した事業所の割合	95%	94.1%	97.1%	100% 42.0%	100% 42.0%
4	地区の環境で騒音・振動・悪臭等の状況が良いと感じている市民の割合	市民意識調査(2年に1回)	58.2%	69.7%	-	65.0% 169.1%	70.0% 97.5%
5							
6							

※印の指標は総合計画(基本計画)に記載していないもの。★印は後期計画反映として目標未設定のもの。

◆成果達成状況の分析

単年度の達成状況	1.順調
	● 2.概ね順調
	3.遅れている
最終年度の達成見込み	1.順調
	● 2.概ね順調
	3.やや遅れている
	4.遅れている

◆コストの把握

(単位:千円)

種類	H23	H24	H25
投入			
直接事業費(a)	10,616	8,913	9,746
人件費(b)	29,278	30,966	35,192
公債費・減価償却費等(c)			
フルコスト(a+b+c)	39,894	39,879	44,938
うち「業務」事業費	28,724	27,089	30,210
うち「政策」事業費	11,170	12,790	14,728

◆成果達成状況の要因考察

外部環境(市を取り巻く環境の要因: 市民ニーズ、社会経済情勢等の視点)	内部要因(施策実施過程の要因: 財務、職員、組織等の視点)
<p>①アジア大陸から発生する大気汚染物質が国内へ影響を及ぼしている。</p> <p>②河川の水質については、自然由来の大腸菌群数等が基準超過に影響を与えている。 (事業所由来の物質による基準超過はなし)</p> <p>③市内の環境保全協定締結事業所が、市民への環境影響を考慮し、大気や水質等の汚染物質の低減対策を講じている。 (協定基準値は法の基準値より厳しい数値で締結)</p>	<p>①ばい煙や工場排水の立入検査を実施するとともに、自主測定の実施状況を確認し、環境汚染事故の未然防止に努めている。</p> <p>②専任環境監視員による定期的なパトロールや立入による確認を実施している。</p> <p>③権限移譲に係る環境法令事務を習得し、事業所への適切な指導ができるスキルを身につけている。</p> <p>④平成18年に発生した4例の環境汚染事故の経験を生かし、未然防止に努めている。</p>

◆現在の課題及び改善を要する事項

<p>公害の発生抑制については、概ね順調に推移しているが、現在課題と考えていることは次のとおりである。</p> <p>①特定施設等を有する事業所が大気関係で約130事業所、水質関係で約340事業所(うち排水基準適用事業所は約70事業所)、騒音関係で約140事業所、振動関係で約40事業所と多く、十分な立入調査ができていない。</p> <p>②事業所における特定施設の経年劣化や不備等による事故発生の危険性の把握ができていない。</p> <p>③一部の畜産業者から発生する臭気苦情の問題が継続している。</p> <p>④環境法令に係る権限移譲事務は極めて専門性が高いため、事業者への適切な指導や事業者からの相談に対応できる体制が十分ではない。</p>
--

◆今後の展望(施策展開、事務事業の見直し等)

<p>①平成26年度から専任環境監視員を1名増員し、巡回及び立入による確認回数を増やすことで、汚染事故の未然防止につなげていく。</p> <p>②計画的に事業所を訪問することから発展させ、日常的にコミュニケーションをとれる関係を構築していくことで、相互に具体的な課題を共有するとともに、検査数値の結果では把握できない事故の予兆を発見し、汚染事故の未然防止につなげていく。</p> <p>③苦情が発生した際は、関係機関である市農林部等と連携を図りながら、施設の改善や排せつ物の適正処理の指導を行うとともに、事業者が積極的に悪臭対策の改善に取り組めるよう、環境保全協定の締結に努める。</p> <p>④国及び県主催の法令事務研修会へ積極的に参加することでスキルアップに努めるとともに、法令を熟知した人材の計画的な育成を図ることで、事業者への適切な指導や事業者からの相談に対応できる体制を構築する。</p>
--

